

平成30年10月10日

お知らせ

外国送金をされるお客さまへ

現金による外国送金取引の受付終了のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた国際的な取組みの強化を踏まえ、2018年8月をもちまして、以下の外国送金取引の受付を終了させていただいております。

- ✓ 「現金」による仕向外国送金取引
- ※ 「現金」には、ご依頼日の直前に口座へ入金された資金を含みます

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申しあげます。

外国送金のお取引にあたっては、法令等に基づく確認のため、お取引の背景や原資、送金の相手方とのご関係、その他の詳細等をお伺いするほか、お取引に関する書類のご提示をお願いする場合がございます（ご用意いただいた書類の写しをいただく場合もございます）。

当行からの依頼にご協力いただけない場合や、また、書類をご用意いただいた場合においても確認させていただいた内容によっては、お取引をお断りすることがございます旨、あらかじめご了承ください。

以上